

令和7年度鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業

1 修学資金の制度

鳥取県の産業動物獣医師を確保するため、国が行う「獣医師養成確保修学資金給付事業」と併せ（鳥取県が出資した「鳥取県ふるさと獣医師確保基金」の運用益を用いて国と折半して負担）修学資金を給付するものです。

2 給付の主な内容と条件

- (1) 給付月額：10万円以内（私立大学生は、18万円以内）
- (2) 給付期間：奨学生に採用された学年の4月から獣医師国家試験受験資格取得まで（ただし、休学・停学・留年等の期間は給付停止）
- (3) 条件：
 - ① 給付月額が12万円以下は給付期間の3/2の期間、12万円より上は5/3の期間、鳥取県で産業動物獣医師及び家畜防疫員（県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師）としての業務に従事すること。
 - ② ①の条件を履行しない場合は、給付を受けた修学資金の全額または、一部（加算金付加）を返還すること（なお、不測の事態には審査により返還の猶予や免除の規定あり）。
 - ③ 給付金額が高額になることから事業を実施する鳥取県畜産推進機構と契約書を取り交わしていただくこと等。

3 応募資格

- (1) 獣医学を専攻する大学生であり、かつ心身健全で学業に問題のないこと。
- (2) 獣医師免許取得後、鳥取県内の農業共済組合家畜診療所、各農業協同組合、県等に勤務若しくは開業獣医師として、産業動物の診療、家畜伝染病の予防及び衛生指導等の獣医療業務に従事する確固たる意志を有していること。

4 給付学生採用予定人数

令和7年度は1名程度を予定しております。
なお、予算等諸般の事情により、原則として4学年以上を対象とします。
また、応募多数の場合は、選考させていただくことがあります。

5 申込み及び照会先

修学資金の給付を希望される方でご不明な点は、下記へお問い合わせください。

6 個人情報の保護について

獣医修学資金給付希望申告書等個人情報は、厳重に管理するとともに、情報を公開することはありません。

（問い合わせ先）公益社団法人鳥取県畜産推進機構

〒680-0833 鳥取市末広温泉町 723 JA 会館内

電話 0857-21-2774・2790 FAX0857-37-0084 担当 河田・岡垣